

アマチュア周波数帯を用いる 衛星の免許手続について

1. 免許手続の流れ
2. 無線局の開設目的等
3. アマチュア無線技士資格
4. 免許申請関係
5. 周波数の調整
6. 免許申請に係るスケジュール

平成18年7月18日

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課

1. 免許手続の流れ

電波法第6条
(無線局免許の申請)

免許申請受理



審査



予備免許



落成検査



免許付与

電波法第12条(免許の付与)

検査の結果、無線設備が申請された工事設計に合致している場合、免許を付与する。

電波法第7条(申請の審査)

(審査項目)

ア 工事設計が技術基準に適合すること。
イ 周波数の割当てが可能であること。
ウ 無線局の開設の根本的基準に合致すること。

電波法第8条(予備免許)

審査の結果、審査基準に適合していると認めるときは、申請者に対して予備免許を付与する。

電波法第10条(落成後の検査)

工事落成後、原則として、予備免許の日から6か月以内に総務大臣に届け出て、無線設備等について検査を受ける。

2. 無線局の開設目的等

アマチュア衛星の無線局開設の目的は、申請書作成上、開設目的についてはアマチュア業務の定義に合致すること。

なお、その開設目的から判断した場合、アマチュア無線局としては開設できないものもあることが考えられるため、事前によく相談すること。

- ・ 電波法施行規則第3条1項15号

アマチュア業務・・・金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務をいう。

- ・ 電波法施行規則第4条1項24号

アマチュア局・・・金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行う無線局をいう。

3. アマチュア無線技士資格

資格	操作範囲
第一級アマチュア無線技士 (1アマ)	アマチュア無線局の無線設備の操作
第二級アマチュア無線技士 (2アマ)	アマチュア無線局の空中線電力200W以下の無線設備の操作
第三級アマチュア無線技士 (3アマ)	アマチュア無線局の空中線電力50W以下の無線設備で18MHz以上または8MHz以下の周波数の電波を使用するものの操作
第四級アマチュア無線技士 (4アマ)	アマチュア無線局の無線設備で(モールス符号による通信操作を除く)空中線電力10W以下の無線設備で21MHzから30MHzまで又は8MHz以下の周波数を使用するもの、空中線電力20W以下の無線設備で30MHzを超える周波数の電波を使用するものの操作

空中線電力50Wの地球局は、第三級アマチュア無線技士以上の資格が必要

4. 免許申請関係

人工衛星等に関するアマチュア局は、人工衛星局(人工衛星に開設するアマチュア局)及び地球局(人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局)で構成される。これらは通常のアマチュア局とは局の様相が異なるため、現在開設しているアマチュア局とは局を分けて開設すること。

また、無線局事項書及び工事設計書も通常の様式とは異なり一般の人工衛星局及び地球局で使用する様式となる。
(総務省のホームページからダウンロード可能)

- ・ 社団の構成員名簿(無線従事者資格記載)の提出
- ・ 社団の定款等の提出
- ・ 他の社団との無線設備の共用はできない。
- ・ 人工衛星等の局についてはインターネット不公表となる。
- ・ TSSによる保証認定の保証対象外であるため、国又は認定点検事業者の検査となる。

5 . 周波数の調整

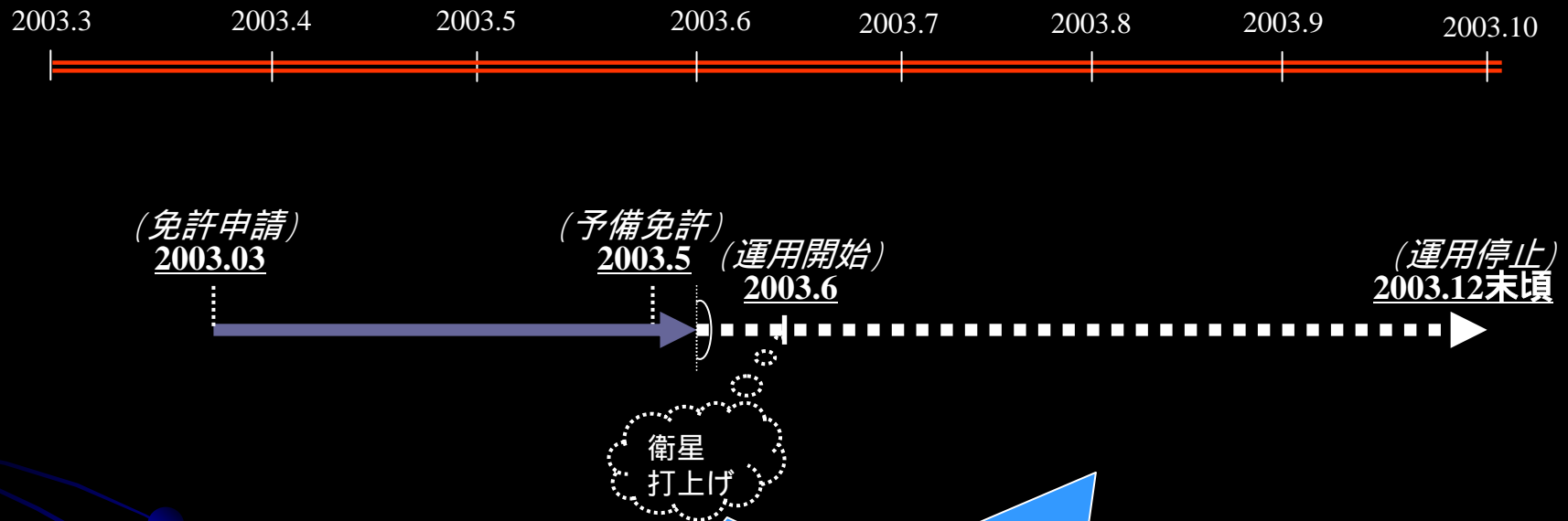
(1) 国際調整

周波数の国際調整は人工衛星を打上げ、運用するために必須の作業。事前公表資料をITU無線通信局(BR)に送付し、国際調整完了後に周波数利用を確保するために通告を受ける。

(2) IARUの確認

● IARU(国際アマチュア無線連合・アマチュア衛星の製作、打ち上げ、管制等、世界的にアマチュア衛星の推進、支援等を行うグループ)から、アマチュア業務及びアマチュア衛星業務に対する干渉について支障のない旨の確認を受ける。

6. 免許申請に係るスケジュール



免許申請書は、周波数の国際調整及びIARUの確認を受けた後に提出すること。